

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成27年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成27年12月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第61号 | 太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第62号 | 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第63号 | 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第64号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第66号 | 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第67号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第68号 | 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第69号 | 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第70号 | 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第71号 | 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第72号 | 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第73号 | 太宰府市総合体育館条例の制定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第74号 | 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託） |
| 日程第15 | 議案第75号 | 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第76号 | 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい |

て（環境厚生常任委員会）

日程第17 議案第77号 平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）

日程第18 議案第78号 平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）

日程第19 発議第9号 特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について

日程第20 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書（環境厚生常任委員会）

日程第21 意見書第3号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書

日程第22 議員の派遣について

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺 剛	議員	2番	船越 隆之	議員
3番	木村 彰人	議員	4番	森田 正嗣	議員
5番	有吉 重幸	議員	6番	入江 寿	議員
7番	笠利 毅	議員	8番	徳永 洋介	議員
9番	宮原 伸一	議員	10番	上 疆	議員
11番	神武 綾	議員	12番	小 畠 真由美	議員
13番	陶山 良尚	議員	14番	長谷川 公成	議員
15番	藤井 雅之	議員	16番	門田 直樹	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	橋本 健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	芦刈 茂	副市長	富田 譲
教育長	木村 甚治	総務部長	濱本 泰裕
地域健康部長	友田 浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口 信行
建設経済部長	今村 巧児	市民福祉部長	中島 俊二
教育部長	堀田 徹	上下水道部長	松本 芳生
総務課長	石田 宏二	経営企画課長	山浦 剛志
地域づくり課長	藤田 彰	元気づくり課長	井浦 真須己
市民課長	行武 佐江	都市計画課長	木村 昌春
社会教育課長	中山 和彦	施設課長	永尾 彰朗
監査委員事務局長	渡辺 美知子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今 泉 憲 治
書 記 山 浦 百合子
書 記 諫 山 博 美

議 事 課 長 花 田 善 祐
書 記 力 丸 克 弥

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第6まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第61号から議案第66号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」。

これは、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、行政手続法が改正されたことに伴い、条文の文言を整備、修正するものとの説明を受けました。

委員からは、異議申し立てと再調査請求というのは、内容的には同一と考えてよいのか。情報公開や個人情報保護条例審査会には、諮問を受けたり、議論されたりしたのか等の質疑があり、執行部からは、今までは異議申し立てと審査請求の2本立てだったが、審査請求に一本化され、再調査請求か審査請求の選択ができるようになった。審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会を設立し、その中で諮問手続を導入することになっている等の回答を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第61号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につい

て」。

これは、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方税法が改正されたことに伴い、条文の文言を修正するものとの説明を受けました。

委員からは、従来は居住者しか審査申し出人と認められていなかったものがなぜ現在住む人にも資格を認めたのか、居住者の居所証明はどうするのか等の質疑があり、執行部からは、ダム工事の作業員や長期入院中の方などの現在身を置いている場所でも審査申し出ができるように改正された。居所証明としてダム工事の作業員であればその法人に、また病气入院の方であれば病院等に照会をかけるような形を考えているとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方公務員法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、人事評価の状況を挿入する理由、また、いつごろから実施される予定か。退職管理の状況とはどういったことか等の質疑があり、執行部からは、平成28年4月1日から人事評価制度を導入、施行することが義務づけられているので、近々人事評価制度検討委員会を再開し、今年度のうちに人事評価制度を確定していきたい。離職した職員のうち、営利企業等に再就職した場合、その営利企業と在籍していた地方公共団体の間の契約事務に対して働きかけを禁止するとの回答を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第63号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

これは、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、条文の文言を修正するものとの説明を受けました。

さしたる質問はなく、討論もなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」。

これは、地方税法に、申請に基づく換価の猶予制度が新設されたことに伴い条例に規定するもの、及び行政不服審査法等の改正、社会保障・税番号制度の実施に伴い関係法規の整備を行うものとの説明を受けました。

委員からは、納付と納入の違いは何か、誠実な意思を持ったものとはどういう人なのか等の質疑があり、執行部からは、納付とは個人または法人に課せられた徴収金をみずから金融機関

を通じて納めること、納入とは個人または法人に課せられた徴収金をその雇用主である特別徴収義務者が支払う給与などから天引き等により徴収し、金融機関等を通じて納めること。誠実な意思を持ったものとは、徴収金を優先的に納付する意思を有している人との回答を受けました。

討論では、マイナンバー制度についての改正が含まれているので反対するとして反対の討論がなされました。

採決の結果、議案第65号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」。

これは、番号法では個人番号を含む個人情報は全て特定個人情報と定義され、この特定個人情報を利用して事務を遂行するために、特定個人情報を利用する事務の範囲を明記した条例が必要となることから制定するものとの説明を受けました。

委員からは、個人番号配布の太宰府市の状況、行政手続について個人番号を記載せずに書類を書いてよいという指導はされるのか等の質疑があり、執行部からは、12月4日までで5.62%の人が受け取られなかった。住民票や転入転出等の行政手続による個人番号を書く強制はない等の回答を受けました。

討論では、マイナンバー制度についての内容であるので反対するとして反対の討論がなされました。

採決の結果、議案第66号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第61号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第64号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第65号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） よかったら、なしの声をちょっと大き目にお願いしたいと思います。

これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第65号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は、反対の立場で討論させていただきます。

討論の反対する理由といたしましては、さきに委員長報告にもありましたが、マイナンバー制度に関連するものが含まれているということです。条例全体を見ますと、猶予に対する納税者の方への資する制度のルール化などについては、これは賛成をいたしますけれども、しかし、条例上にあります法人番号というのは、一種のマイナンバーでありまして、さきの9月議会におきまして太宰府市個人情報保護条例の反対討論の際にも述べさせていただきましたが、今回のマイナンバー導入に係る初期費用が3,000億円で、年間の維持費に300億円もかかり、法人番号を振られる民間業者、とりわけ中小業者にとっては大きな負担になっている実情があります。また、マイナンバーに対する不安が払拭されているとは言えない状況の中でのスタートについては、一貫して中止を求めてきた立場から、関連する条例について賛成することはできませんので、同会派の神武議員とともに提案されております議案第65号につきましては反対を表明いたします。

○議長(橋本 健議員) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時13分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第66号につきましても、先ほど反対討論いたしました第65号と重複する部分がありますので、同様に反対を同会派の神武議員とともに表明させていただきます。

○議長(橋本 健議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第10まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第7、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につい

て」から日程第10、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第67号から議案第70号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告をいたします。

この一括議案のうち、議案第67号から議案第69号までは、いずれも農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条により、農業委員会等に関する法律が一部改正され、今回の法律改正に伴い、農業委員の選出方法について、従来の選挙による選挙委員と農協、農業共済、議会からの推薦による選任委員という2つの選出規定がともに廃止となり、今後は地区、団体等から推薦及び公募による委員候補者の中から市長が市議会の同意を得て任命する選任制に変更されるものです。

まず、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、市長が市議会の同意を得る委員候補者を選考する際に、候補者が農業委員の定数を超えた場合など、市長が必要に応じて当該選考委員会に選考を求めるものであり、市の附属機関として太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会を設置する必要があるとの説明を受けました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」は、条例の名称を「太宰府市農業委員会の委員の定数条例」と改め、あわせて委員定数を現行の選挙委員11名と選任委員3名とを合わせた農業委員人数をそのまま踏襲するとの説明を受けました。

委員から、本市の農業の実態として兼業、専業含めて従事戸数はどのくらいなのか、また農業委員会の委員数と開催が年何回開かれ、どういった議題を協議されておられるのかと質疑があり、執行部から、平成26年度で292世帯でしたが、専業農家はおらず、全て兼業農家であります。また、農業委員会の今現在の委員数は14名で、毎月定例で5日の日に開催し、主な議題としては、農地転用に関する審議をされておりますと回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例

について」は、農業委員会の委員選出方法について、従来の農協、農業共済、議会からの推薦による選任委員の規定が廃止されることに伴い、太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止するとの説明を受けました。

委員から、確認ですが、従前議会で承認をしていたのがなくなると理解していいのかと質疑があり、執行部から、これまでは選挙制度と3つの団体からの選任制と法律で定められていたが、今度はその方法自体が廃止になり、市長が任命するということになると回答がありました。

また、委員から、農業委員に一般の方がなるということはないのかと質疑があり、執行部から、今回新しい改選後の委員の選考の中には、地区とか団体からの推薦、あと公募という形での条件はありますが、それ以外の条件はないので、農業に従事していなくても今回以降は、改正された後はそういった方々が入ってくるということも可能になると回答がありました。

その他、関連質疑を終え、委員から、質疑と回答の中で少し危惧するのが、枠以外で農家を維持しようという意見に対立するような人が出てくるという心配がありますが、賛成の立場で討論がなされました。

採決の結果、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、給水装置の構造及び材質の基準を引用している水道法施行令が改正されたことに伴い、また、水道加入金の自己専用住宅以外の場合に適用している個人負担金の額の引き下げを行うとの説明を受けました。

委員から、加入負担金の減額が平成22年10月から開始されて、平成28年3月までで終了となりますが、これまでにどれくらいの加入者があったのかと質疑があり、執行部より、大きいところで昨年に榎寺住宅と五条台団地、合わせて150軒近くが専用水道から太宰府市の水道に加入されていると回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第68号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について」、賛成の立場で討論いたします。

議案書の条例の提案理由にも、農業委員会等に関する法律が改正されたとあります。農地の番人と言われる農業委員は、農業者から選挙で選ばれた農業委員で構成され、農地の権利移動や転用の許可の業務を行うなど、農民の代表機関としての役割を果たしてきました。これまで、公選制において選出をされており、市町村長から独立した執行機関でしたが、今回の法改正に伴う条例改正で、太宰府市はこれまでの14人の農業委員定数は維持されますが、公選から市長の任命に変更されます。従来どおりの独立した位置づけを担保し、市長が農業委員を任命する際に機能を弱めるようなことのないよう対応されるよう重ねて要望いたしまして、同会派の神武議員とともに、提案の議案第68号については賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第69号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時26分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第70号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第12、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第71号及び議案第72号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果を報告いたします。

国保の赤字の削減と健全な事業運営を行うため、太宰府市国民健康保険運営協議会の税率改定の答申を受けて、平成28年度からの国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者及び介護納付金課税額の税額改定に伴い、条例の改正を行うものです。

審査に当たりましては、執行部より配付された資料を参考に、本市の国民健康保険税の概要及び改定の必要性の説明を受けました。

委員から、税率改定によつての決算赤字の見込みがどうなるのかなどの質疑がなされ、執行部より、平成26年度の決算赤字1億7,000万円が、試算上であるが約1億円ぐらいになるのではないかと予想しているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論については、市町村国保においては、高齢者等の割合も高く、医療水準も高くなる一方で、所得水準が低いため、保険料収入が得にくい構造となっている。国の広域化に向けた財政措置により、今年度から低所得者数に応じて1,700億円の予算措置も行われておりますが、この財源を使えば、低所得者層の保険料軽減にも活用できると言われており、そんな中での保険税引き上げについては賛成できないとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第71号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」、審査の内容と結果を報告いたします。

現在の女性センタールミナスは、女性の地位向上を目指し、女性労働者への支援を主目的としておりますが、人々を取り巻く環境は変化しており、女性も男性も生きやすい、新しい男女共同参画社会を目指し、働き方や生き方など男女双方への働きかけが必要となってきたため、市の男女共同参画の施策に沿って活動を行う拠点として、平成28年4月より用途の変更をするため、女性センタールミナ条例を廃止、新たに本条例の制定を行うものと説明を受けました。

委員から、女性センタールミナスのほうに女性の職業に関することが事業目的に入っていたと思うが、用途変更によって現在やっている事業は引き継がれるのか、それとも別のところになるのかなどの質疑がなされ、執行部より、男女共同参画の一つには、女性の地位向上であるとか、職業に関することにも含まれているので、今までどおり継続、さらに充実していきたいと思っているとの回答がなされました。

討論については、男女共同参画という名前に関する議論もあったが、女性だけよりは男性も入っているほうが男性にとってもいいと思うし、両性を並べて書く意味はあると思う。市が、男女共同参画、男も女も暮らしやすいまちをつくる方向に進んでいけるように、この条例案に賛成したいとの賛成討論。以前から男女共同参画が、太宰府市の場合、いろいろな形で騒がれた節もあるので、違った方向で推進するような形になってはいけないと思っている。平等な形で推進を進めていただくように、センターをつくってしっかりと運営をやっていただければと思います、賛成するとの2件の賛成討論がありました。

反対の討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第71号及び議案第72号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

この条例改正は、国民健康保険税を値上げする内容となっています。国が平成27年度から低所得者向けに被保険者1人当たり5,000円の財政改善効果を見込んで保険料軽減措置の拡充に約1,700億円の財政措置を始めました。この措置がありながら、保険料を値上げするというのは、被保険者支援に反しています。今議会で、累積赤字の一部を解消するための法定外繰り入れを5億円行ふ補正予算が提案されています。名古屋市では、繰入額を減らすことなく、1人

当たり年平均3,213円引き下げる負担軽減策をとっています。保険料軽減措置が目的である以上、値上げではなく、値下げをし、低所得者への負担軽減を図らなければならないのではないのでしょうか。

先日の同会派の藤井議員の一般質問で、太宰府市は筑紫地区の4市1町で比較すると一番高い国保税であり、今回の改正によって変化はあるかという問いに、隣の大野城市と比較すると年収200万円で大人2人、子ども2人の4人暮らし、介護納付金のある40歳以上の世帯で4万8,700円も多くなっているとの回答がありました。

国民健康保険税は、高齢者、非正規労働者、自営業者など生活が厳しい市民への負担が重くのしかかっています。同会派の藤井雅之議員とともに、被保険者負担額の引き下げ、せめて近隣と同等の保険料負担額にするよう要望し、この条例改正について反対とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時35分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 13 議案第 73 号 太宰府市総合体育館条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第13、議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」、審査の内容と結果を報告いたします。

建設中の体育複合施設の名称を「太宰府市総合体育館」とし、体育館とトレーニング棟を置くこと、開館時間、休館日、またほかに管理運営に必要な事項を規定し、条例を制定するとの説明を受けました。

この議案につきましては、委員から数多くの質疑がなされましたので、その主な質疑等を要約して報告いたします。

第3条関係のトレーニング棟に関することについて、設置の経緯。また、利便性等について、シャワー室などの附帯設備の充実を図る考えがあるのか、そのほかには、指定管理に関することで手続や管理基準などについてというものであり、執行部からは、市内部での関係課の調整会議、10月末の三役、幹部職員の現地内覧会の後にどのような方針でいくのか検討してきた中で、トレーニングジムにしたかどうかという結論が出ましたので、条例上位置づける必要があるため、今回条例に明記させてもらった。トレーニング棟の附帯設備については、現段階では構想はない。指定管理者については、施設の管理が大前提となるが、指定管理者が行う自主事業が大きな採点のポイントになってくるなどの回答を受けました。

議案全般の質疑が終わった後、委員から、市民の意見集約や政策判断の説明が不足しており、決定に至るまでの経過が不透明であり、もう少し時間をかけて調査、検討すべきということで、本条例案からトレーニング棟やアスレチックジム等の関係する条項について削除する修正案が提出されました。

修正案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、修正案は委員全員一致で可決されました。

修正案を除く原案につきましては、条例の必要性を認めることはやぶさかではない。総合体育館における今後の事業、運営展開などはっきり見えてこないところが残っていると思うので、市民に具体的にわかりやすい形で伝わるように希望した上で賛成するとの賛成討論。もうちょっと内容を詰めて、条文であらわしたほうがいいと思うところはある。今のままではどうとでも解釈できるようなすき間がある感じがする。これは、ほかの条例も含めて考えていかなといけなと思っており、そういう意見を述べさせてもらって賛成とする、との2件の賛成討論がありました。

採決の結果、修正部分を除く原案についても、委員全員一致で可決すべきものを決定しました。

よって、議案第73号については委員全員一致で修正可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

本案に対しては、お手元に配りました修正案が出されております。

これを本案とあわせて質疑を行います。

議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

まず、本案に対する修正案について討論、採決を行います。

修正案について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 議案第73号太宰府市総合体育館条例修正案につきまして賛成の立場で討論いたします。

条例修正の内容趣旨としましては、条例に定める施設であるトレーニング棟及び関連する条項を削除するものです。このトレーニング棟は、別棟の既存建物の2階をトレーニングジムとして活用するものでしたが、本来、トレーニングジムは体育複合施設の中にあつてこそ、その目的、機能が発揮されるというものです。これは、我々議員のみならず、何より多くの市民の皆様が望んでいる形であると考えます。

このトレーニングジムは、ジムそのものの目的、機能の発揮とともに、体育複合施設全体の利用促進を図る意味でも、中途半端な形で別棟2階に設けるのではなく、しっかり協議、調整を図りながら、本来の形である体育複合施設の中に位置づけることが必要であると考えます。しかしながら、当初議案に提案されましたトレーニング棟ですが、提案だけを見ますと、非常に唐突、奇妙な印象を受けたところであります。

そこで、私なりにトレーニング棟案の形成過程を検証したところ、見えてきたのが、体育複合施設の中に設けることが最良であることは重々認識しつつも、トレーニングジム設置という結論を少々急ぎ過ぎたのではなかったかということです。ここはひとつ協議、調整のための余裕を幸いにも得ることができたと前向きに考え、体育複合施設の中にトレーニングジムを設ける方向でご検討いただきますようお願いする次第です。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16 番（門田直樹議員） 反対の立場で討論いたします。

まず最初に、説明をもう少しやっぱりするべきだったと、執行部は。その機会はあったと思います。何人この修正案に賛成されるのかわかりませんが、話を聞くと、もう少し聞いとけばなあとかというふうな話をよく聞きます。しかしながら、この間、今委員長の報告もございましたけれども、環境厚生常任委員会での議論等々聞きますと、条例をもう少し細かくしろといったような議論がある。今、木村議員の討論もありましたけれども、もっと詳しくしたほうがいいんじゃないかというふうなことがある。しかしながら、本市の、他市もおおむねそうだと私は理解しとりますが、条例に関して、施設利用に関する条例に関しましては、そこまで詳しく書いているのは余りないと思う。別表等での規定は若干ありますが。

そもそも指定管理を行うに当たりましては、その契約、あるいは管理の協定でありますとか、仕様書でありますとか、そういったところで、事細かに決めます。大変な量になると思う。それらの合意のもとに指定管理がなされるということでありますので、何らこの条例の中でそういったものを詳しく決める必要はないし、かえってそれは、決めてしまうと、実際の指定管理の委託っていいですかがやりにくくなるというのはあると思います。

代替案につきましても、具体的にはないと。1つだけあるのが、体育館の中につくれということです。中につくれれば、それは一番いいんだけど、先日執行部のほうからご報告がありましたけれども、現実には剣道場、柔道場、そしてそれぞれの役割を持ったスペースは、もうそのために建設をされていて、用途変更はできないという結論が出ています。そしたら、そこからまずどうにかしなあ、やっていかないかんわけですね。そこはそのままにして、つくれ、つくれと言っても、それはできないという結論はもう目に見えていると思う。そしてまた、そのほかに、じゃあ場所があるのかと。松川でも、松川は遠いと思います。ほかにじゃああるのか。あるいは、新たにお金を出して附属の施設をつくるのか。そういった、具体的に実現可能な代替案というのは全然出てないと思う。結局、この議論を聞いていると、説明がどうも足りてないと。それで、議会を軽視とまではいつてないけれども、何かこう納得できないと。やや感情的な、まあややもすると時代錯誤じゃないかと思うような、内容よりも少し感情がいつているような気が私はいたします。そもそも、この条例、いろいろ出てきますが、この例なんか特にそうですが、否定といいますか、修正をかけるほどのことはないと思う。今言ったような説明に対する問題があれば、討論であるとか、あるいは全協とか議員協議会とか、幾らでもそういうふうなものをただす場所があるわけですね。最終的には、この修正という、この重さというのがわかっているのか。まあ、わかってあるとは思いますが、非常に疑問を感じます。

もう少し言わせてもらえば、この指定管理者に対しまして、内々、その選定に当たって、前もっていろいろな状況というか、調整というか、情報の交換というのはされると思います。例えば、その指定管理者が、この器具を、機材、このトレーニングジムの機材というのは大変高うございますから、そういったものを用意するのか、市がするのか、その辺のことをまだ我々は知りませんが、もしそういうふうなことも一緒に議論してあるのであれば、もしこれが定例

会で、これが修正削除されて、3月に仮に伸びたとしたら、じゃあその間、それをどうするのか、キープできるのかできないのか、そういったことにもつながってくるということも非常に危惧されます。そもそも、よく木を見て森を見ずと言いますが、議会というのは、枝葉末節、至るところ気を配ってどうなのかということは見なければいけない。しかし、その気持ち、心というのは、常に幹が太く、正しく育っているか、根はきちっと張っているか、市民に栄養は行き渡っているか、そこが一番大事なところであると思います。この修正が通れば、現体制といいますか、執行部の足を引っ張って、市政を遅滞させる効果は十分あると思う。しかし、同時にそれは、市民が本来受けられる受益の機会を遠ざけることになる。

以上の理由で反対します。

○議長（橋本 健議員） ほかに。

賛成討論はありませんか。

8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 修正案に賛成の立場で討論します。

私、9月議会のほうで質問で、トレーニングマシンの設置を体育館のほうでお願いして、できないという返答を聞いたんですけれども、今回、トレーニング棟に設置するという事で、執行部の方もいろいろ考えられた結果だとは思んですが、実際、今の太宰府市民の方もですね、トレーニングマシンはかなり使っているし、近所にホリデイじゃったかな、ホリデイスポーツクラブというのを見てきましたけれども、月8,250円の会費を払って、平日だったけれどもいっぱいです、使われている方が。この前、請願も出ましたけれども、いきいき情報センターのトレーニングマシンもかなり使ってもらっている方がいる。そういう安全性とか、市民にとってそのトレーニングマシンを使いやすいようにしていくためには、地域包括支援センターの2階に置くよりも、もっといい方法があるんじゃないか。ここをもう一回考えていただいてですね、指定管理、より充実したトレーニングマシンの設置に向けてですね、考えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 議案第73号に対する修正案に関して反対の立場で討論いたします。

私、環境厚生委員として修正そのものには賛成したのですが、実際、議案が指し示す内容と現在の準備の現実を考えると、余りにも乖離が著し過ぎると思います。それに対して、議会の権限の及ぶ範囲で整合性を保つためには修正はかけざるを得ないと考えたわけですが、その後、随分悩みまして、他方、この案が出たということは、ジムの必要性に関してはもう公式に執行部として認めたものだというふうに、これは委員会でも言いましたけれども、肯定的に解釈をしています。では、どうするかということなんですけれども、私が一般質問で述べたことですが、さまざまな問題点はあったにしても、今後、それは克服していけるだろうと、執行部もしくは市役所全体に対して信用したいというふうに申しました。今回は、議案としては出て

しまったというのが、早過ぎるとは正直思いますけれども、まだこれからの事業です。今後に改善の余地があることに期待して、一般質問の場、ここで言ったことの後者の最終的な結論のほうをとることにしたいと思います。ただし、もしこのジムを恒久的なものとしてトレーニング棟として考えているのであれば、しっかりとそのように使えるように計画をきっちりつくってほしい。かつ、それは急ぐ必要があると思います。もし暫定的であるというふうに認識しているのであれば、暫定的な利用ということを条件にデザインしてほしい。実際、内部的にもこれはまずいのではないかと。まずいって、ちょっと、これ表現が悪かったですけれども、という意見もあることは委員会の中でも出ましたが、もしそのほうが正当性があると認めざるを得ないのであれば、仮に原案そのものが可決されたとしても、執行部みずからそれに対する修正を自分から出すということに関しても、いさぎよい態度をとるという覚悟を求めた上で、今回は修正はあえてする必要なしという態度をとりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで修正案についての討論を終わります。

採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、修正案は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前10時52分〉

○議長（橋本 健議員） 修正案が可決されましたので、修正部分以外の原案について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

修正部分以外の原案に賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

したがって、修正部分以外の原案は可決されました。

よって、議案第73号は修正可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第14、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款5項1目選挙管理委員会費361万5,000円の増額補正、これは、選挙権年齢が18歳以上となる法改正がなされたことに伴う選挙人名簿システムの改修委託料との説明を受けました。

次に、10款1項2目中学校給食意識調査委託料99万8,000円の増額補正、これは、学校給食改善研究委員会で太宰府市の中学校給食を今後どのようにしていくか協議しており、児童・生徒・保護者、教職員等にアンケートをとり、中学校給食に関する意識調査を行うものであるとの説明を受けました。

次に、10款4項5目中央公民館管理運営費、臨時工事費650万円の増額補正、これは、中央公民館の中央監視装置が経年劣化等で異常を来し、空調システム、漏電等の確認に支障が出ることから、取りかえ工事をするものとの説明を受けました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金6億9,728万5,000円の増額補正、これは、今回の12月補正財源調整として財政調整資金を充当するものです。平成27年度末の財政調整資金残高としては、28億2,755万3,303円となる予定であるとの説明を受けました。

次に、21款1項9目文教施設災害復旧事業債265万3,000円の増額補正、これは、台風15号の災害による太宰府小学校と水城西小学校の復旧工事の財源として充当しており、第3表の地方債補正としても計上しているとの説明を受けました。

第2表債務負担行為補正では、ホームページシステム構築等関係費、起債管理システム関係費などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第74号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 続きまして、議案第74号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款1項3目農業振興費の太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会の委員報酬・費用弁償7万1,000円が補正計上されております。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費の修繕料の追加150万円が補正計上されております。これは、道路、水路などの舗装の剥がれや陥没などを歩行者や車両の安全確保するため緊急に補修しておりますが、上半期に233件と処理しており、下半期においては163件になると予測することから、増額する必要があるとの補足説明を受けました。

委員から、この修繕は大体剥がれるところは同じところが剥がれるようすし、早いときは2カ月から3カ月でまた剥がれて、それがどんどん大きくなっている。結果的に無駄があるのではないかと。根本的に考える必要があると思いますので、機会があれば検討してみたらどうかと、これは意見としてお聞き願いたいとの発言がございました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、補正計上の根拠などについて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第74号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 次に、議案第74号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものとしましては、3款1項1目の国民健康保険事業特別会計関係費5億715万2,000円の増額補正、これは、国保特別会計の赤字補填のための繰出金5億円と人件

費の増額による715万2,000円であります。財源として、財政調整資金繰入金6億9,728万5,000円のうち、5億円を充当するものです。

委員からは、今回5億円を上げてきているが、まだ半分以上残っている。来年も5億円上げてきて、最終的に平成30年に向けて返済を行っていく計画なのかななどの質疑があり、執行部から、平成30年度までには赤字については削減を図りたいと考えている。今後の法定外繰り入れに関しても、平成27年度の決算等を見て、財政当局とも協議をしながら進めていきたいとの回答がありました。

次に、3款1項4目の障がい者自立支援給付事業費1億7,070万円の増額補正、まず、介護・訓練等給付費については、各種サービスの増加による1億4,500万円の増額補正。次に、身体障がい者・児補装具給付費については、児童の補装具更新件数の増加による150万円の増額補正。

次に、障がい者医療給付費については、自立支援医療対象者の全体数の微増も一因だが、中でも保険対象者外の生活保護受給者の増加により、2,420万円の増額補正を行うものです。

財源については、それぞれ国庫負担金、県費負担金が歳入に計上され、充当されるものであります。

委員からは、ここ数年増えてきているのか、それとも今年急に増えたのか、また来年の見込みについてなどの質疑があり、執行部から、近年の三、四年間を見ていると右肩上がりの状況になっている。来年度もサービス費関係は増加してくるということで、ここ数年の伸び率等で予算計上しているとの回答がありました。

次に、4款1項1目健康づくり推進費979万5,000円の増額補正、今年の6月から事業を開始している元気づくりポイント事業の報償費と需用費の補正で、報償費の内容としては、商品券代、元気づくし代、自治会への寄附金の3種類を支出する予算を計上しており、11節需用費の印刷製本費は商品券を1万枚印刷する予算を計上しているとの説明を受けました。

委員からは、年度途中ではあるが、事業の効果、健康診断とかイベント等の状況についての質疑があり、執行部から、集団検診等は去年と比較して約200人の増、また歩こう会の会員数なども事業前は232人だったところ、160人ほど増えて、ほかにラジオ体操、介護予防事業なども人数が増えてきていると話は聞いていますとの回答がありました。

次に、第2表債務負担行為補正では、放課後等支援運営業務委託料、保育業務委託料、指定管理料の3件が計上されております。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第74号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第74号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番(神武 綾議員) 議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」、賛成であります。1点要望を述べさせていただきます。

10款教育費、2項1目小学校施設整備費250万円についてです。所管であります総務文教常任委員会の中で質疑をさせていただきました。250万円の予算は、それぞれ児童数の増加によるもので、太宰府南小学校の特別支援学級を2部屋に分割する工事費と、水城西小学校の図工室を普通教室に転用する工事費との説明がありました。どちらも子どもの増加の対応でありますので、待ったなしのことだと思えます。しかしながら、支援学級の子どもたちの発達の保障、それから図工室の役割などを考えれば、今回のような対応は緊急対策だと理解しています。支援学級の子どもたちは、障がいの特性などを考慮した上で環境を整えるべきで、また、図工室がなくなることによって、普通教室で図工を行うことになり、担任の先生の負担が増えることは容易に想像できます。

先日、それぞれの小学校、南小学校と水城西小学校に行ってお話を聞いてまいりました。子どもが増えることによって、今回の対応はいたし方ないというような現場の先生方のお話でしたが、学童保育は今、校舎の中にあり、普通教室を確保するための妨げになっているというようなことを感じました。太宰府南小については、学童保育を校舎の外、例えばほかの学校でも行っています校庭に新築するなどの対策もとれるのではないかと思います。また、水城西小学校については、普通教室について、既にプレハブもありながら不足しているという状況になっています。

佐野東地区の開発を待つのではなく、早急な対応が必要だと感じました。

3月に策定された子ども・子育て支援事業計画においても、学童の利用ニーズは増加となっています。今いる子どもたちの学習環境を保障するためにも、早急な対応を重ねて要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長(橋本 健議員) 次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時07分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第15、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」及び日程第16、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第75号及び議案第76号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5,774万2,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものといたしましては、平成26年度の国、県からの概算交付を受けていた負担金を実績報告に基づき、平成27年度の精算返還金として増額補正をするものです。

また、10億円の累積赤字削減のため、5億円の一般会計からの法定外繰り入れに伴う財源更正についても計上されています。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第75号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい

て」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ7,464万3,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものといたしましては、平成26年度後期高齢者保険料の精算及び平成27年度後期高齢者医療保険料の被保険者の増等により増額補正をするものです。

歳入につきましては、普通徴収保険料、一般会計繰入金及び繰越金が計上されております。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第75号及び議案第76号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第17、議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第18、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」の審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計について。

今回の補正は、職員の人事異動及び地域手当の変更などに伴うもので、職員給与費合計630万円を増額するものと補足説明を受けました。

委員から、キャッシュ・フローの計算書は直接法と間接法と2つありますが、間接法を用いられておりますが、この根拠は何かあるのかと質疑があり、執行部から、これは選択となっておりますことから、大体近隣と足並みをそろえるため間接法を適用しておりますと回答がありました。

そのほか、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第77号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計について。

今回の補正は、職員の人事異動及び地域手当の変更などに伴うものですが、再任用職員の退職手当負担金が対象外となるなどで下水道事業は減額となっており、職員給与費合計540万円を減額するものと補足説明を受けました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第78号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第78号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第77号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第78号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 19 発議第 9 号 特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、発議第 9 号「特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第 9 号「特別委員会（総合計画特別委員会）の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

平成28年 3 月に太宰府市第五次総合計画の前期計画が終了し、新たに後期計画が策定される予定であります。総合計画は、市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。そのため、議会におきましても、より慎重に審査するため、議員全員構成による特別委員会を設置するものであります。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は、長谷川公成議員、門田直樹議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、舩越隆之議員です。

名称は、総合計画特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第 9 号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

総合計画特別委員会の正副委員長を前例により決定したいと思います。

総合計画特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は同常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ただいま設置されました特別委員会は、閉会中の継続審査とすることにいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第20、請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

紹介議員より、改めて保育士不足による待機児童という状況が委員会での所管調査の中でも浮き彫りになっているということで、重ねて採択をお願いしたいとの補足の説明がなされました。

請願に対する意見はなく、討論については、どこでも保育の従事者が不足しており、本市においても公募をしてもなかなか来ないという状況である。保育の待遇は、ほかの職種と比べて低く、構造的に保育を担う人材が集まらないのは当然のような気がする。処遇配置の基準というのを抜本的に改善しなければならないというのが、本市だけでなく、国全体のことだと思うので、そういうことを踏まえ、賛成とするという賛成討論。

本市においても、保育士不足で施設ができたにもかかわらず実効できないなど、どこにおいても確かに処遇が大きな理由になっている。ここに述べられている趣旨は、本市が抱えている問題の解決にも資する内容を提言していると考え、賛成とする、との2件の賛成討論。

現政権においても子育て支援は重要課題の一つとして認識のもと、社会保障と税の一体改革により、消費税増税分を社会保障に充てるということで行われております。子ども・子育て充実については、消費税が平成29年7月に増税、平成30年予算では7,000億円もの予算措置がなされ、政府の子育て支援に対する重要施策としての認識のあらわれだと思っております。職員

配置、処遇改善についても、既に子ども・子育て支援制度のもとで取り組まれており、今後も取り組むと方針を立てられているので、以上の理由から反対とする、という1件の反対討論がありました。

採決の結果、請願第3号は賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として、本日、本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、今、委員長が報告していただいた中に、委員会の中での反対討論がありましたので、今、聞いておまして、全くそのとおりだと思っております。また、この意見書案です、見てみますと、消費税を財源にと言いながら、財源確保も含めて、つまり消費税に反対をされてあるのかどうか、あるいは財源を一体どういうふうにされたいのか、ちょっとこれを読む限り疑問を感じます。また、財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額というのは、一体どれぐらいのものを、大幅に確保というのは、一体何のためにどれぐらいということは最低限言っていただかないとよくわからない。また、公定価格の改善とか配置基準の抜本的改善とか言われることも、一体、じゃあ余り細かくは必要はないですけれども、もう少しわからんと、ちょっと判断のしようもないですけれども、全体としてですね、そういうわかりにくさの上に感じますのは、国またはこの現政権等はこの問題を等閑視しているような趣旨で書かれていると私は感じます。

以上の理由で反対です。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件に関しては反対の立場から討論させていただきます。

先ほど門田議員のほうから述べられましたけれども、同じような話ではございますけれど

も、この請願に関してはですね、主にはですね、財源の不十分だと、今の政権では保育の子育て支援に対して財源の確保が不十分じゃないかというふうに受け取られております。そういった中で、既に現政権においてしっかりとスピード感を持って、社会保障と税の一体改革ということでとり行われていますし、また、この予算についても、一番安定財源である消費税からですね、抛出するというので、十分な財政上の裏づけがあり、今後の子育て支援に向けての確実な予算が担保されていると私は認識をいたしておるところでございます。消費税以外で新たな財源を抛出して子育て支援に充てるということは、他の予算に影響を与えることも懸念され、また、3党合意の基本的な考えと矛盾するということから、この請願に対しては反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） この意見書につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

この意見書についてはですね、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、その取り組みを一層推進するという大きな目的、趣旨だと思われます。細かいところまでは記述されておりませんけれども、特に私が気になるのが、職員の処遇、配置、これにつきましては、本市についても非常に気になるところ、大事なところだと思っています。この意見書の趣旨を考えると、現状の子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、それを一層進めていってくれという地方の自治体の意思を伝えるものであると思われるので、非常に有意義なものだと思って賛成します。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 私は、今回、子ども・子育て支援、これに対する意見書についてですね、賛成の立場を明らかにして討論を行います。

今回の意見書については是々非々でございますが、子ども・子育て支援体制は、消費税率の10%への引き上げを前提とした子育て支援策であり、再増税の延期にかかわらず予定どおり実施され、保育所の整備などに約5,000億円を投じています。次に、子ども・子育て支援制度は、国会でも可決され、今年4月より全国的にスタートしている現状の中、当然ながら予算も執行されており、運用上は各自治体にも大きく影響します。仮に予算を大幅に増額するとすれば、その財源をどこから持ってくるかという課題もあります。

以上の理由から、請願の趣旨は理解申し上げますが、意見書の提出については、今回のみにとどめおかれることを提言申し上げます。したがって、子ども・子育て支援制度に対する意見書については、今回提出の意見書に限り、賛成いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、請願第3号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成11名、反対6名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 意見書第3号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第21、意見書第3号「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員会委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 意見書第3号「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付してありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますと思います。

子ども・子育て支援新制度に対する意見書。

2015年4月、子ども・子育て支援新制度が施行された。新制度では、消費税を財源に保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指しているが、財源確保も含めて、いまだ十分とは言えない現状である。

よって、国及び国会におかれては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進を図られるよう、以下について要望する。

1、子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、子どもの健やかな育ちがひとしく保障されるよう、必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。

2、保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえて公定価格を改善すること。

3、保育の質を確保・向上させるために、職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。

4、保育料など保護者負担を改善させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
提出先は、内閣総理大臣、以下、列記されている方々です。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。
お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。
意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。
（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対6名 午前11時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第22、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」についてを議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し入れがあります。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年2月19日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 陶 山 良 尚

会議録署名議員 長谷川 公 成